

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

1. 認可定員と利用定員について

「認可定員」とは、教育・保育施設の設置に当たり、認可された定員のことです。「特定教育・保育施設（※1）の認可定員は京都府が、「特定地域型保育事業（※2）」の認可定員は宇治市が認可します。

一方、「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における施設・事業ごとに、過去の利用実績や今後の利用見込を踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で、宇治市が定める定員のことです。

※1 特定教育・保育施設・・・幼稚園・保育所・認定こども園

※2 特定地域型保育事業・・・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育

2. 利用定員の設定にあたって

「子ども・子育て支援法」では、市町村が「特定教育・保育施設」と「特定地域型保育事業」の「利用定員」を設定する際は、「認定区分（※3）」ごとに、計画で策定した確保方策の内容と合致しているか、また、需要に対して供給過多または過少になっていないかなど、子ども・子育て会議の意見を踏まえて設定することが必要と定められています。

※3 認定区分 1号認定・・・満3歳以上の教育を希望する子ども
2号認定・・・満3歳以上の保育を希望する子ども
3号認定・・・満3歳未満の保育を希望する子ども

3. 利用定員について

① 保育所 1 か所が認定こども園に移行予定

ひいらぎ保育園が、平成 29 年 4 月から幼保連携型認定こども園に移行する予定であるため、同園の 1 号認定の利用定員を 8 人とします。

なお、認定こども園への移行後も、同園の 2 号・3 号認定の利用定員（計 240 人）は、28 年度と同数を確保します。

② 既存施設の利用定員の変更

利用人数が利用定員を恒常的に下回る場合、その施設における最近の利用実績や今後の見込みを踏まえて、適切な利用定員を設定する必要があります。

今回、くりくま保育園から、過去の利用実績を勘案した結果、利用定員変更の届出があり、京都府と協議を行ったのち、平成 28 年 4 月 1 日付けで、利用定員を 120 人から 100 人に変更しました。

なお、その他の施設において、現時点で、1 号・2 号・3 号認定の利用定員変更の予定はありません。